

令和7年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人にじいろ会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年10月30日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会への欠席が続く評議員が見られる。については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、日程調整などを行ってもなお評議員会への欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしております必ず改善すること。(社会福祉法人審査基準第3の1)</p>	<p>評議員会の日程については、出席状況を確認し、事前に欠席が続く評議員へ出席可能日を確認のうえ、日程調整を行うよう改めます。</p>
2	<p>評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を決定することは、理事会の決議を要する事項となっているが、令和7年3月27日開催の評議員会について、評議員会の開催時間、開催場所及び議案があらかじめ理事会で決議されていなかった。また、令和7年6月25日開催の定時評議員会について、定時評議員会の場所、議題及び議案があらかじめ理事会で決議されていなかった。については適切に決議すること。なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしております必ず改善すること。 (社会福祉法第45条の9第10項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第181条、社会福祉法人の認可について別紙2 定款例<説明>3 理事会)</p>	<p>評議員会の開催にあたっては、日時・場所・議題・議案について必ず事前に理事会で決議することを明文化しておきます。 評議員会開催事項を理事会議案として明確に付議し、適正に決議していくようにします。 今後は開催手続きを確認し、決議漏れが生じないようにしていきます。</p>
3	<p>理事長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告について、令和6年度中令和7年1月23日及び令和7年3月17日に開催した理事</p>	<p>毎会計年度において4か月を超える間隔で2回以上報告するよう、年間理事会の議案として付議して</p>

	<p>会で報告があったが、4か月以上間隔が開いていなかった。については、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上報告すること。なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしており必ず改善すること。(社会福祉法第45条の16第3項、定款第17条)</p>	<p>いくよう検討していきます。</p>
4	<p>理事会は、多額の借財に係る決定を理事に委任することができないとされているが、令和7年度中事前に理事会の決議を得ずに多額の借入を行っている。については、多額の借入を実行する際は、理事会において事前に決議を得ること。なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしており必ず改善すること。(社会福祉法第45条の13第4項)</p>	<p>多額の借入を行う場合は、必ず事前に理事会決議を経ることを再確認しました。 今後は、金融機関との協議段階で理事会付議を前提とする手続きを徹底し、事前決議を経たうえで借入を実行する体制に改めていきたいと思います。</p>
5	<p>貴法人において、保育所の土地について国若しくは地方公共団体以外の者から一部賃借されており、地上権の設定及び登記がなされていたが、地上権が失効した状況となっている。については、安定して事業を継続するため、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。(審査基準第2の1の(1))</p>	<p>令和8年4月28日、法務局において地上権変更登記が完了しました。</p>
6	<p>令和7年6月25日の定時評議員会において理事6人、監事2人が選任され、同年6月30日に開催された理事会において理事長及び業務執行理事が選定された。当該理事会の招集通知を同年6月25日に発出したが、開催日まで7日間前となっていなかったので適切に開催すること。当該理事会の開催にあたっては理事会の招集手続きの省略によることが考えられるが、招集手続きの省略の実施していない。については、適切に理事会を開催すること。(社会福祉法第45条の14第9項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第94条) なお、同年6月30日現在、定款で定める業</p>	<p>理事会の招集については、法令に基づき開催日の1週間前までに通知することを徹底することとしました。 緊急開催の場合は、招集手続き省略の同意書を事前に取得する運用へ改め、書面保存を徹底していきます。 実態に合わせ、業務執行理事を1名とする定款変更について理事会及び評議員会の決議を経て、令和8年1月5日付で所轄庁の認可を受けました。 これにより、定款と実態の整合を</p>

	<p>務執行理事の数は2人であった。しかしながら、当該理事会において業務執行理事を1人のみ選定しており、定款の内容と実態が整合していない状況であった。ついては、適切に定款変更の認可を受けること。</p>	<p>図りました。</p>
7	<p>賀露みどり保育園の土地（145.45㎡）（以下「本件土地」という。）に係る賃貸借契約（契約期間：1年）（以下「本件契約」という。）について、契約日が記されておらず、契約期間の始期及び終期が不明である。また、本件土地の地積が変更されており、契約書の内容と登記事項証明書の内容が異なっている。ついては、改めて契約書を作成すること。</p> <p>なお、本件土地の貸主は理事であることから、本件契約は利益相反取引にあたる。令和6年6月7日の理事会で賀露みどり保育園の土地及び建物に係る賃貸借契約について理事会で報告し承認を受けたとのことであるが、令和7年10月30日（実地監査日）現在、契約期間である1年を過ぎても本件契約（契約期間満了後自動更新）を継続することの是非について理事会で承認を得ていない状況であった。理事は理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこととされていることから、適切に理事会で承認を受けること。今後は、あらかじめ理事会で承認を受け、前段による契約書を作成するとともに、契約締結後は理事会に報告すること。（社会福祉法第45条16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項、定款施行細則第20条、第21条）</p>	<p>地上権変更契約書を締結し、地上権の登記も完了したことから、契約書の再作成は行いませんでした。</p> <p>今後は、利益相反取引に該当する場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に理事会承認 ・契約締結後の理事会報告を必ず実施するようにしていきます。
8	<p>貴法人では、理事会において評議員選任・解任委員を選任することとされているが、令和7年度の定時評議員会の終結後に任期が始ま</p>	<p>令和7年12月23日開催の理事会において、評議員選任・解任委員（外部委員）を適正に選任いた</p>

	<p>る評議員選任・解任委員（外部委員）が選任されていなかった。ついては、適切に選任すること。（評議員選任・解任委員会運営規則第2条、第3条）</p>	<p>しました。 今後は任期開始前に確実に選任手続きを行います。</p>
9	<p>貴法人では、評議員選任・解任委員会において評議員を選任することとされているが、令和7年度の定時評議員会の終結後に任期が始まる評議員が選任されていなかった。ついては、適切に選任すること。（評議員選任・解任委員会運営規則第6条～第9条、第11条）</p>	<p>令和8年1月6日開催の評議員選任・解任委員会において、任期を開始する評議員を適正に選任いたしました。 今後は任期満了時期を事前に把握し、空席期間が生じないよう管理を徹底いたします。</p>